

各位

2026年6月29日
放射線取扱主任者

放射光実験施設における RI 法施行規則
第 22 条の 3 項の適用開始について

放射光実験施設において、RI 法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うこととお知らせします。

1. 期 間：

2026年6月29日（月）17:00 から 2026年10月5日（月）8:30 まで

2. 場 所（図参照）：

- a) 放射光実験施設・光源棟 2 階・サービスヤード（図 1）
- b) 放射光実験施設・光源棟 2 階・搬入前室（図 1）
- c) 放射光実験施設・光源棟実験室（図 2）

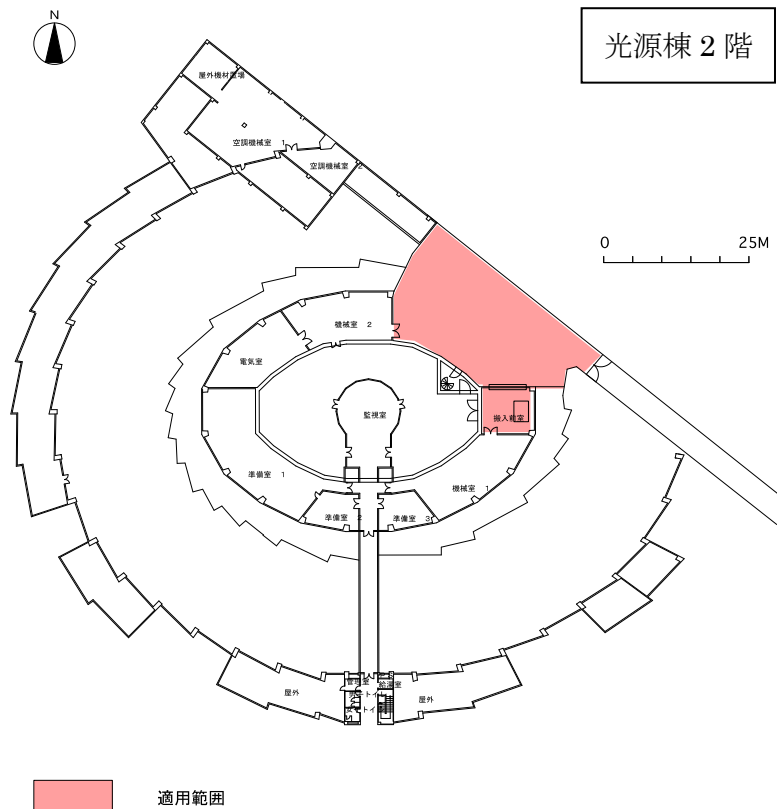


図 1. 光源棟 2 階サービスヤード及び搬入前室における適用範囲

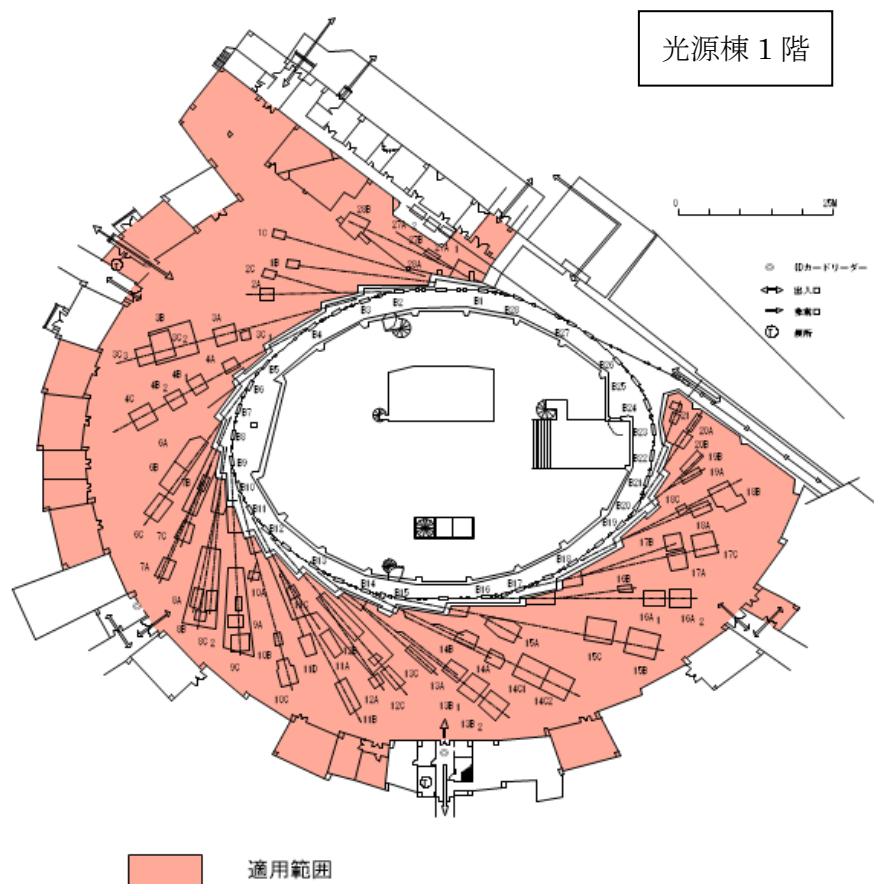


図2. 光源棟実験室における適用範囲

配布先 機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- (素核研) 所長、副所長、事務室
- (物構研) 所長、副所長、事務室
- (加速器) 施設長、各主幹、事務室
- (共通) 施設長、各センター長、事務室
- (QUP) 拠点長、事務室
- (担当者) 当該発生装置管理責任者、各区域放射線担当者、管理室員